

◆医療計画の見直し等に関する検討会「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」のポイント

資料1-4

都道府県 検討事項	7次中間見直し等に係る対応	8次医療計画（R6年）に向けた対応
周産期医療 提供体制	<p>①産婦人科と産婦人科以外の診療科との連携体制について ⇒産婦人科と産婦人科以外の診療科との連携体制について検討し、産婦人科以外の医師に対する妊産婦の診療に係る研修体制や産婦人科医による相談体制の構築等、妊産婦の診療を地域で支える体制を構築することができるよう、例示を行う。</p> <p>②周産期母子医療センターにおける災害に対応したインフラ整備等について ⇒非常用自家発電設備や給水設備の保有等に係る整備について、総合周産期母子医療センターの指定要件として、災害拠点病院と同等の要件を定める。また、地域周産期母子医療センターについても、同等の整備を行うことが望ましいこととする。 ⇒事業継続計画（BCP）の策定について、総合周産期母子医療センターは既に指定要件となっているが、地域周産期母子医療センターについても、認定要件とする。</p>	<p>③医療提供体制の効率化について ⇒医師確保計画策定ガイドラインを踏まえつつ、医療機関における勤務環境の改善、医療機関までのアクセス支援等も視野に入れた、医療提供体制を効率化するための再編統合を含む集約化・重点化について検討を開始する。</p> <p>④ハイリスク妊産婦に対する医療提供体制について ⇒集学的な救急対応が可能な体制を構築・維持できるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、その他の施設それぞれの役割を踏まえ、リスクの高い妊産婦を受け入れる体制について検討を開始する。</p> <p>⑤新生児医療の提供体制について ⇒質の高い新生児医療を効率的に提供できるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、その他の施設それぞれの役割（配置状況を含む。）、体制、実績等を踏まえつつ、新生児集中治療室（NICU）の集約化・重点化について、検討を開始する。</p>
小児医療 提供体制	<p>①地域の実情に応じた体制整備について ⇒日本小児科学会の提言も踏まえ、小児中核病院、地域小児医療センターのどちらも存在しない圏域では、「小児地域支援病院（仮称）」を設定し、拠点となる医療機関等と連携しつつ、地域に必要な診療体制を確保する。 【H28.12.26 医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ】</p>	<p>②医療提供体制の効率化について ⇒医師確保計画策定ガイドラインを踏まえつつ、医療機関における勤務環境の改善、医療機関までのアクセス支援等も視野に入れた、医療提供体制を効率化するための再編統合を含む集約化・重点化について検討を開始する。</p>

◆今後の検討の進め方等について



## ◆「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」一部改定のポイント等について

### 周産期医療の体制構築に係る指針

- 周産期医療の提供体制に係る圏域を「周産期医療圏」との呼称で統一。
  - 周産期医療協議会の構成員に関する例示に「住民」が追加。  
協議会の協議事項として「産科・産婦人科と産科・産婦人科以外の診療科との連携体制に関する事項」が追加。
  - 周産期医療体制の整備に係る事項として「妊産婦の診療に係る医療提供体制の整備」が追加。  
(例)産科・産婦人科以外の診療科の医師に対する、妊産婦の特性に応じた診療の知識・技術を習得させる研修や、妊産婦の診療に必要な情報の提供及び相談対応等を実施。
  - 周産期母子医療センターの災害対応に係る要件の改定。
    - ・BCPの策定について【地域】周産期センターの認定要件化
    - ・非常用自家発電設備や給水設備等の整備に係る災害拠点病院と同等の要件について【総合】周産期センターの指定要件化
  - 質の高い新生児医療を効率的に提供できるよう、NICU 集約化・重点化について検討を開始。
  - 第8次医療計画に向け、下記事項について検討を開始。
    - (1)産科・小児科の医師偏在対策について
      - ① 医療機関における勤務環境の改善、医療機関までのアクセス支援等も視野に入れた、周産期医療の提供体制を効率化するための再編統合を含む集約化・重点化
    - (2) 24 時間体制で安全で質の高い周産期医療が提供可能な体制の構築・維持について
      - ① 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、その他の施設それぞれの役割を踏まえ、ハイリスク妊産婦の受け入れ体制をMFICU を有する周産期母子医療センター等へ重点化するなど、集学的な救急対応が可能な体制の構築
      - ② 質の高い新生児医療を効率的に提供できるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、その他の施設それぞれの役割、体制、実績等を踏まえたNICU の集約化・重点化
- ※①・②の検討に当たり、周産期医療圏の見直し等の検討状況、MFICU とNICU の配置の整合性や連携、地域の分娩取扱施設からの緊急時の搬送体制等について留意

### 小児医療の体制構築に係る指針

- 小児医療の提供体制に係る圏域を「小児医療圏」との呼称で統一。
  - 小児医療に関する協議会の創設。
  - 協議会構成員の例示として「保健医療関係機関・団体の代表、小児医療を実施する中核的な施設や地域の一次医療施設等の医師・看護師その他の医療従事者、医育機関関係者、消防関係者、学識経験者、都道府県・市町村の代表、住民等」。
  - 協議会は以下の事項等について協議。
    - ア 小児医療体制に係る調査分析に関する事項
    - イ 医療計画（小児医療）の策定に関する事項
    - ウ 小児科の医師確保計画の策定に関する事項
    - エ 小児患者の搬送及び受入れ、小児の死亡や重篤な症例に関する事項
    - オ 他事業との連携を要する事項（救急医療、災害医療、精神疾患、歯科疾患等の小児期に合併する疾患に関する医療等）
    - カ 小児医療関係者に対する研修に関する事項 等
  - 第8次医療計画に向け、下記事項について検討を開始。
    - (1)産科・小児科の医師偏在対策について
      - ① 医療機関における勤務環境の改善、医療機関までのアクセス支援等も視野に入れた、小児医療の提供体制を効率化するための再編統合を含む集約化・重点化
- 目指すべき方向性について。【※改定前より記載あり】
    - ・日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、医療体制を構築。
    - ・医療機関の機能や患者のアクセス等を考慮し、小児医療圏の見直しを適宜行う等により小児医療圏毎の小児医療提供体制を検討。（日本小児科学会「小児医療提供体制委員会報告」を参考）

医政地発0413第1号  
令和2年4月13日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（公 印 省 略）

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について

医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって参考とすべき、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患をいう。）・5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）をいう。）及び在宅医療（居宅等における医療をいう。）の体制構築に係る指針については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。）により示しているところであるが、本年3月2日の「医療計画の見直し等に関する検討会」による「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（別紙1）等を踏まえ、課長通知の一部を別紙2新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

なお、第7次医療計画の中間見直しの時期については、今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、別途通知することとする。

医政地発 0512 第 1 号  
医政看発 0512 第 1 号  
令和 2 年 5 月 12 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局看護課長  
( 公 印 省 略 )

#### 第 7 次医療計画の中間見直し時期及び看護職員に係る医療計画上の検討について

第 7 次医療計画の中間見直しについては、「医療計画について」の一部改正について(令和 2 年 4 月 13 日付け医政発 0413 第 1 号厚生労働省医政局長通知)、及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について(令和 2 年 4 月 13 日付け医政地発 0413 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。)によって、その進め方が示されたところである。

当該見直しの時期については、課長通知において、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、別途通知することとする。」とされていたところであるが、見直しの議論を令和 2 年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和 4 年度以降となったとしても差し支えないものとする。

また、看護職員については、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条 4 第 2 項第 12 号に規定する「医療従事者(医師を除く。)の確保に関する事項」に基づき、医療計画においてその確保に関する事項を定め、その確保に関する事業に取り組んでいただいているところであるが、第 7 次医療計画の中間見直しの議論にあたり、各都道府県が看護職員の確保に関する事項を見直す場合においては、医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ(令和元年 11 月 15 日公表)にてとりまとめられた、都道府県ごとの需給推計及び確保に係る取組を踏まえて、医療計画との整合に留意することとされたい。